

福山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2026年（令和8年）3月25日

| | | |
|---------|-----|----|
| 福山市監査委員 | 小葉竹 | 靖 |
| 福山市監査委員 | 日下 | 真吾 |
| 福山市監査委員 | 奥 | 陽治 |
| 福山市監査委員 | 八杉 | 光乘 |

2025 年度（令和 7 年度）監査における指摘事項の措置通知

市長公室

| 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 |
|---|--|
| <p>情報発信課</p> <p>広報紙新聞折り込み業務について</p> <p>当該業務は、市が発行する広報「ふくやま」を市民に同時配布するため、市内に配達される新聞一般紙に折り込む業務を委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、各新聞紙の折り込み代表店と随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>② 支出負担行為を整理する時期に不整合が見られたため、福山市予算規則に基づき、適切に実施されたい。</p> | <p>[指摘事項]</p> <p>② 当該契約は単価契約であるため、2025年（令和7年）12月号分の支払から、福山市予算規則に基づき、請求のあったときに支出負担行為を行うよう改めた。</p> |

2025 年度（令和 7 年度）監査における指摘事項の措置通知

企画財政局 企画政策部

| 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 |
|---|--|
| <p>企画政策課</p> <p>移住支援事業費補助（テレワーク・関係人口移住）について</p> <p>当該事業は、本市への移住・定住の促進等のため、東京圏から移住して、テレワークにより移住前の業務を継続する者及び関係人口として地域の担い手確保に資する者に対し、支援金を交付するものである。</p> <p>支援金の交付に当たっては、「福山市移住支援金交付要綱」等に基づき、審査、交付決定等が行われている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>支出負担行為を整理する時期に不整合が見られたため、福山市予算規則に基づき適切に実施されたい。</p> | <p>[指摘事項]</p> <p>2026年（令和8年）2月から、福山市予算規則に基づき、移住支援金の支出負担行為を整理する時期を交付決定の日とするよう、改めて職場内で徹底し、適切に実施している。</p> |